

「中小企業・SDGsビジネス支援事業」試行的制度改編FAQ（よくあるご質問と回答）
2022年6月2日掲載分

No.	分類	質問	回答
1	企画書	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業の応募のために企業が作成する企画書で求められる内容はどのようなものになりますか。	2022年5月12日の概要説明会資料の「審査のポイント」を参照ください。企画書の簡素化を図り、外部人材無しでも応募できる形とする予定です。企業の体制・方針やビジネスの構想等は審査のポイントとして重視しております。
2	提案企業との契約	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業における企業とJICAの契約関係は従来の制度からどのように変更されますか。	JICAから採択企業に調査を委託する契約から、経費の直接の授受を伴わない契約に変更となります。新たな契約では、JICAがコンサルタントの知見等を活用してビジネスプラン策定支援、経費支出支援を行う一方、採択企業からの成果品としてはビジネスプランや開発効果発現に向けた筋書き等をご提出いただく予定です。
3	コンサルタントの体制	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、課題の分野ごとにコンサルタントとJICAが契約すると大手コンサルタント企業が有利となると思われますが、これまで本事業に関わってきた中小や個人のコンサルタントは今後どのように本事業に関与できますか。	5分野のコンサルタント契約において、契約当初、あるいは採択企業決定後の契約変更のタイミングで、中小や個人のコンサルタントは共同企業体の一員としてもしくは補強の形でご参画いただくことが可能です。または、企業とコンサルタントの間で直接契約頂くことも可能です。この場合、企業と契約したコンサルタントの本件調査に関する渡航費用・現地活動費について採択企業毎の支援上限枠の範囲内でJICAが負担することも可能です（人件費相当分については企業とコンサルタントの直接契約に基づき企業にご負担いただくこととなります）。
4	コンサルタントの体制	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、5分野それぞれで一つずつのコンサルタントとJICAが契約する実施体制とすると、業務や所掌分野が広範囲になりすぎてコンサルタント一社では対応しきれない可能性があるのではないのでしょうか。	分野ごとのJICA事業との連携、および事業の速やかかつ効率的な実施の観点から分野別の5者体制としました。なお、各分野1社で対応する必要はなく、必要に応じて共同企業体を形成したり、補強の社を入れたりすることも可能としています。採択企業決定後に共同企業体や補強の社の追加も認めます。企業採択後に、採択企業のニーズに応じた適切な人員配置を可能とするよう、契約変更を行い人月を追加します。今回の試行的制度改編の結果を踏まえて適切な在り方を検討していく予定です。
5	コンサルタントの選定	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、コンサルタントに期待する知見や資質、重視する役割はどのようなものですか。	採択企業が検討している開発課題解決に貢献するビジネスが立ち上がることが、企業の海外展開および途上国における開発効果の両面で重要であるため、コンサルタントには本事業が主たる対象としている中小企業の実態を踏まえてビジネス化を効果的に支援できる知見・経験を強く期待します。ビジネス化に向けては高品質な助言と有効な現地活動ができることが重要であり、チーム全体でこれらを支援できることを期待します。また、ビジネス化や開発インパクト発現に向けた因果関係の整理においてもチーム全体での対応力を期待します。
6	コンサルタントの業務	JICAによる広報や制度作りを支援するコンサルタントを別枠で配置する予定はありますか。	広報、制度作りについてはJICA主体で実施していく予定であり、現在コンサルタント契約における業務としては想定しておりません。
7	コンサルタントの体制	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、ビジネス化を支援するコンサルタントの人材はいつ決まりますか。	各社の支援業務に従事するコンサルタント要員については、企業、JICA、各分野の契約受注コンサルタントで調査方針の検討を行いながらコンサルタント側で人選を進めていただいたうえで決定します。なお、各採択企業の支援のための人月については採択企業決定後にJICAと5分野の契約受注コンサルタント間で、契約金額増額の変更契約を行う予定です。
8	コンサルタントの体制	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、企業に対する審査の結果、コンサルタントとJICAの契約における個社支援数が増減する可能性があります。コンサルタント側の要員配置についても柔軟に認められますか。	採択企業各社の支援のためのコンサルタントの人月については採択企業決定後に契約金額増額の変更契約を行う予定です。各社の支援に従事するコンサルタント要員については、企業、JICA、各分野の契約受注コンサルタントで調査方針の検討を行いながらコンサルタント側で人選を進めていただいたうえで決定します。

No.	分類	質問	回答
9	採択件数	今後の採択件数はどうなりますか。	現時点で採択件数の絞り込みは想定していません。全体で2021年度と同等の採択規模を想定しております。（50件程度）
10	採択件数	試行期間で残存する普及・実証・ビジネス化事業の採択件数はどうなりますか。	制度改編に伴い、採択規模をこれまでから大きく増減させる予定はありません。
11	参加資格	従来制度では、同一国かつ同様の内容で、通算3回不採択となった場合、それ以上応募ができませんでしたが、新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）への再応募は可能ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、同一国かつ同様の内容での通算の不採択回数はリセットされます。よって、従来制度において同一国かつ同様の内容で、通算3回不採択となった場合であっても、新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）への応募は可能です。但し、普及・実証・ビジネス化事業への応募については通算不採択回数のカウントは継続となります。引き続き審査基準に沿って提案内容を審査したうえで採否が決定されます。
12	参加資格	従来制度において採択済みでJICAと未契約の企業は、制度改編後にはどうなりますか。	従来制度における採択済み未契約の案件については、提案時の外部人材との関係も考慮し、従来制度での対応となります。なお、従来制度での契約締結を見送り、新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）に応募いただくことも可能です。
13	成果品	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、企業はJICAにどのような成果品を提出する必要がありますか。	企業とJICAは経費の直接の授受を伴わない契約を締結します。本契約に基づき、JICAがコンサルタントの知見等を活用してビジネス化への支援、経費支出支援を行う一方、採択企業からの成果品としてはビジネスプランや開発効果発現に向けた筋書き等を提出いただく予定です。
14	スキーム選択	同一年度での応募は、ニーズ確認調査、あるいはビジネス化実証事業のいずれかのみですか。	提案企業は同一年度でニーズ確認調査かビジネス化実証かいずれかへの応募となります。
15	対象国	対象国の制約はありますか。	2022年度公示では、原則として、JICAの在外拠点（在外事務所及び支所）が設置されているODA対象国とします。詳しくは今後共有いたします募集要項をご参照ください。
16	地域金融機関連携	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、地域金融機関連携における、地域金融機関の関わり・立場はどうなりますか。	提案段階で明示いただいた連携地域金融機関については、必要性や具体的な参画・支出について、事業開始当初の計画段階で採択企業とJICAの間で検討・合意する予定です。連携地域金融機関の事業参画に際しては、JICAより旅費等の経費負担が可能です。（但し人件費は対象外となります。）旅費等については一社あたりの支援上限枠外にてJICA負担が可能です。
17	ビジネス化実証事業	従来制度の普及・実証・ビジネス化事業は継続され、同時並行で新制度のビジネス化実証事業が実施されるということですか。	試行期間中の2年間においては、新制度のビジネス化実証事業と従来制度の普及・実証・ビジネス化事業は併存する予定です。それぞれの事業の違いは2022年5月12日の概要説明会資料をご参照ください。
18	ビジネス化実証事業	ニーズ確認調査を実施することなく、ビジネス化実証事業に応募することは可能ですか。	提案要件を満たしていれば応募いただくことは可能です。詳しくは2022年5月12日の概要説明会資料および今後共有いたします募集要項をご参照ください。
19	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業の次回の公示はいつの予定ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）と同様、2022年秋に公示を予定しています。（年1回を想定。）

No.	分類	質問	回答
20	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業は今後も継続予定ですか。	2022年度、2023年度の2年間は継続予定です。その後の制度の在り方は、2年間の新制度試行を踏まえて検討する予定です。
21	提案企業との契約	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、提案企業の渡航回数・期間等について提案を踏まえつつどのように整理・合意し、企業との契約をどのように迅速化するのでしょうか。	採択企業とJICAでの契約締結後、企業、JICAと契約済みのコンサルタント、JICAの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、採択企業各社の支援の金額上限の範囲で（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）確認・合意することで速やかな活動開始を図ります。また、調査の進捗に併せて必要な調整を行っていく想定です。
22	対象経費	本事業で支援する経費に企業の人件費は含まれますか。	引き続き企業の人件費は支援対象外です。
23	企画書	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、どの程度の事前検討の熟度が求められますか。応募前に事業対象国公的機関との協議議事録の取り交わしは必要ですか。	2022年5月12日の概要説明会資料の「審査のポイント」を参照ください。調査実施に際して先方政府との合意が必要でない限り事業対象国公的機関との協議議事録の取り交わしは不要です。企業の体制・方針やビジネスの構想等は審査のポイントとして重視しており、特にビジネス化実証事業ではビジネス化に向けた熟度の高い提案を期待しています。
24	調査スケジュール	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、コンサルタント1社で複数の企業に対して一斉に支援を開始するのは体制上難しいが、想定される支援開始時期はいつですか。	採択企業決定後、企業・JICAと契約済のコンサルタント・JICAで議論を行い、調査方針・予算の考え方等を整理した上で、調査開始時期を決定します。調査開始時期は企業側の予定や季節性に配慮が必要な事業であれば季節性も踏まえて開始時期を決定していく想定です。JICAとコンサルタントとの契約において採択企業各社への支援期間を2年程度としているため、企業側の合意を得つつ、当該期間の中で調整することは可能です。

2022年6月3日掲載分

No.	分類	質問	回答
25	応募要件	同一国同一内容で同じスキーム（ニーズ確認調査/ビジネス化実証事業/普及・実証・ビジネス化実証事業）を2回以上行うことは可能ですか。また、同一国同一内容での応募スキームの種類の適否を教えてください。	ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業の各スキームを問わず、1回実施した同一の国かつ同一内容でもう1回同じスキームに応募することはできません。 また、過去に採択となった案件と同一国同一内容での応募スキームの種類の適否は以下のとおりです。 ＜応募可能なパターン＞ ① 採択された「ニーズ確認調査」実施後の、「ビジネス実証化事業」への応募 ② 採択された「基礎調査」実施後の、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」への応募 ③ 採択された「案件化調査」実施後の、「ビジネス化実証事業」への応募 ＜応募ができないパターン＞ ① 「普及・実証・ビジネス化事業」実施後の「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」への応募 ② 採択された「ビジネス化実証事業」実施後の、「ニーズ確認調査」、「普及・実証・ビジネス化事業」への応募 ③ 採択された「案件化調査」実施後の、「ニーズ確認調査」への応募 ④ 採択された「普及・実証・ビジネス化事業」実施後の、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」への応募
26	応募要件	JICAでは様々な形で企業の海外展開支援事業が実施されていますが、それらの事業実施中に本事業に応募することは可能ですか。また、他機関・団体との重複応募は可能ですか。	（修正前） 提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）が他機関・団体から受けている補助金やJICAの他事業での支援等と同一国かつ同様の内容を重複して提案することはできません。重複応募の場合、提案は無効となります。ただし、支援内容等が客観的に違うことが説明できるとJICAが認める場合には、本支援事業の対象となる場合があります。 （修正後）※2022/7/26に修正を行いました。 提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）が他機関・団体から受けている補助金やJICAの他事業での支援等と同一国かつ同様の内容を重複して提案することはできません。重複応募の場合、提案は無効となります。ただし、支援内容等が客観的に違うことが説明できるとJICAが認める場合には、本支援事業の対象となる場合があります。 また、同一年度において、同様の内容で、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業に並行して応募いただけます。但し、応募書類の内容・形式、及び審査基準が異なりますので、普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業それぞれの募集要項をご確認の上、各スキームに必要な応募書類をご準備いただくことが必要です。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への並行応募で審査の結果採択される場合、JICAの判断により普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業のいずれか一方での採択となります。なお、応募時に提案企業から普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業の採択希望順をご提示いただくことはできません。
27	コンサルタントの体制	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業では企業が本事業以前から活用しているコンサルタント（従来制度で参画経験のある外部人材を含む）は新制度においても参画できますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）での企業との契約では従来の外部人材はなくなります。企業自身が活用したい外部リソース（独自に企業が契約しているコンサルタントや自治体等）を排除するのではなく、JICAコンサルタント以外で、採択企業が活用したい外部リソースがある場合、提案書に企業側メンバーとして含めていただければ、一社あたりの支援上限額の範囲内で旅費や現地活動に要する経費の経費負担は可能です（但し人件費は負担できませんので、当該費用については企業と独自のコンサルタント等の直接契約に基づき企業に負担頂くこととなります）。採択以降に追加となる場合はJICAコンサルタントとの役割分担等も踏まえつつ、個別に必要性を確認し可否判断をします。

No.	分類	質問	回答
28	コンサルタントの体制	企業自身が活用したい外部リソース（独自のコンサルタントや自治体等）がJICAが予め選定するコンサルタントと再委託契約を結び、現地調査に参画することは可能ですか。	企業自身が活用したい外部リソース（企業が独自に契約しているコンサルタントや自治体等）を排除するものではありませんが、JICAが契約しているコンサルタントと業務の重複がないよう、役割分担を明確にすることが必要です。また、これら外部リソースの活用の必要性が認められた場合、JICAが契約しているコンサルタントからの再委託ではなく、一社あたりの支援上限額の範囲内で旅費や現地活動に必要な経費の経費負担は可能です。（但し人件費は負担できませんので、当該費用については企業と独自のコンサルタント等の直接契約に基づき企業に負担頂くこととなります。）
29	コンサルタントの体制	採択企業の事業領域や調査領域に知見やノウハウを持つ者がコンサルタントチームにいなかった場合、追加でコンサルタントを傭上し追加することは可能ですか。また、採択企業やその事業領域のことをよく知る者を推薦することは可能ですか。	コンサルタント以外で、採択企業が活用したい外部リソース（独自に企業が契約しているコンサルタントや自治体等）がある場合、提案書に企業側メンバーとして含めていただければ、一社あたりの支援上限額の範囲内で旅費や現地活動に要する経費の経費負担は可能です。（但し人件費は負担できませんので、当該費用については企業と独自のコンサルタント等の直接契約に基づき企業に負担頂くこととなります）。採択以降に追加となる場合はJICAコンサルタントとの役割分担等も踏まえつつ、以下のように個別に必要性を確認し可否判断をします。企業とJICAでの契約締結後、企業、JICAが契約するコンサルタント、JICAの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意します。その上で、JICAが契約するコンサルタントは当該方針に沿って採択企業の支援に際して必要なチームを編成します。当該コンサルタントが、JICAとの契約で定めた業務目的（=企業のビジネス化実現に向けた調査・実証にかかる支援等）を達成するために、追加人材の参画が必要と判断する場合には、コンサルタントチームのメンバーとして人員を追加することは可能です。その場合、コンサルタントの提案を踏まえJICAのコンサルタント等契約の契約管理にかかる手続きに則ってJICA/コンサルタント間で必要性、妥当性を確認のうえ、合意します。
30	コンサルタントの体制	採択企業の提案が複数の分野にまたがっている場合、5分野のうちどの分野に振り分けられるのかはJICAが決定するのですか。	提案企業には提案ビジネスがどのような分野に関するものかを応募時に選択いただきます（複数選択可）。支援するコンサルタントについては、当該分野の選択状況、事業内容等を踏まえ、JICAにて決定させていただきます。
31	コンサルタントの体制	コンサルタントとJICAの契約の中で、海外のローカルコンサルタントへの再委託の可能性はありますか。	採択企業のニーズにもとづき、ニーズ確認調査又はビジネス化実証事業にて実施する各種調査・検証等でコンサルタントから現地企業への再委託は可能です。その場合、個社支援の上限金額の範囲内で、その内容・価格の妥当性を確認のうえ、JICAコンサルタント等契約の各種ガイドラインに沿って手続きを行います。
32	ビジネス化実証事業	ビジネス化実証事業における支援には機材輸送や本邦受入活動等の手続きの支援は含まれますか。	企業とJICAでの契約締結後、企業、コンサルタント、JICAの三者で調査方針や活動計画、支出計画、コンサルタントの支援内容を、個社支援の上限金額の範囲で（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）確認・合意します。当該整理の中で手続き面の支援を含めることは可能ですが、機材輸送については機材の特殊性を鑑み、採択企業にて行っていただき、立替払いとすることを想定しています。本邦受入の際の具体的な手続きについては本件業務の企画競争説明書や企業向けの募集要項等にて公開する予定です。
33	参加資格	スタートアップの定義にある「革新的な事業活動」とは具体的にどのようなものですか。	「革新性」について一律の基準を定めることは困難であるため、応募時に企業からご説明をいただき、その内容をもとにJICAにて判断させていただきます。
34	審査	従来の審査基準では「地元経済・地域活性化への貢献」が求められていたが、新制度における審査のポイントからはなくなっています。これはどのような考えによるものですか。	「地元経済・地域活性化への貢献」は引き続き重視しています。従来から企業のビジネス化を通じて、収益・雇用等で地元経済に貢献することを期待しており、今後より一層途上国の課題解決に資するビジネスの実現可能性を高めていくことを通じて、地元経済に貢献できればと考えています。この観点から、審査ポイントにおいてはビジネスとしての実現可能性を重視することにしました（=ビジネスが実現すれば地元経済・地域活性化に貢献できる）。

No.	分類	質問	回答
35	対象経費	調査経費の金額上限の中にコンサルタントの旅費も含まれますか。	コンサルタントの旅費については個社支援の上限金額外の扱いとなります。
36	コンサルタントの業務	提案内容の採否の意思決定にコンサルタントは関与しますか。	コンサルタントにはそれぞれが有する知見に基づき、企業提案内容の分析していただき、参考情報としてJICAに提出いただく予定ですが、選考プロセスはJICAの責任において行い、コンサルタントは意思決定に関与しません。
37	参加資格	新制度でも、複数法人による共同提案は可能ですか。	新制度においても共同企業体での応募は可能です。
38	審査	ビジネス化実証事業の審査のポイントに記載されている現地パートナーについて、「現地」の「企業」である必要がありますか。また、「決まっている」とは何らかの契約がなされている状態を想定していますか。	開発途上国においてビジネスを実施する際には、当該ビジネスを円滑に運営するために、連携する現地の関係者の重要性が高いと認識しています。連携先は必ずしも企業には限定されず、また、応募時点で契約がなされている必要はありませんが、協力意向が得られていることが望ましいです。
39	審査	普及・実証・ビジネス化事業の審査基準は従来のもと同様ですか。	普及・実証・ビジネス化事業における審査基準は従来どおりです。募集要項には記載予定です。
40	応募要件	現在、普及・実証・ビジネス化事業を実施中あるいは実施済だが、同様の内容でビジネス化実証事業に応募することは可能ですか。	普及・実証・ビジネス化事業を実施中あるいは実施済みの場合、同一国同一内容で他スキームへ再応募することは不可となります。
41	応募要件	同様の内容で、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業に並行して応募することは可能ですか。	(修正前) 同一年度においては、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業のいずれか一つに応募ください。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。 (修正後)※2022/7/26に修正を行いました。 同一年度において、同様の内容で、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業に並行して応募いただけます。但し、応募書類の内容・形式、及び審査基準が異なりますので、普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業それぞれの募集要項をご確認の上、各スキームに必要な応募書類をご準備いただくことが必要です。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への並行応募で審査の結果採択される場合、JICAの判断により普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業のいずれか一方での採択となります。なお、応募時に提案企業から普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業の採択希望順をご提示いただくことはできません。
42	成果品	すでに実施された事業の報告書と同じレベルの報告書を作成しなければならないのでしょうか。コンサルタントの方は、報告書の作成を支援していただけるのでしょうか。	新制度においては、企業からは①事業計画書、②ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）を主たる成果物として提出いただくことを想定しており、従来のような長文の報告書の作成は不要です。
43	成果品	企業の主たる成果物である①事業計画書、②ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）は公開されますか。	採択企業が公開を望まない場合、事業計画書は非公開とします。JICA及び採択企業の広報のため、採択企業が実現しようとしているビジネスの概要を示す観点から①事業概要を示すポンチ絵(PPT形式1枚程度)、②ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き(ロジックモデル)等を示すポンチ絵(PPT形式1枚程度)の公開を行う想定です。
44	提案企業への精算	提案企業はどの時点で調査費用を受け取れますか。従来 of 制度のように企業が調査費用を一時的に立て替える必要は残りますか。	調査における一連の活動にかかる費用は原則JICAと契約するコンサルタントが直接支出します。但し、機材の輸送等、企業による発注・支払いが必要と認められるものについては、企業に立替払いいただき、証憑をもってコンサルタントが支払うこともあります。

2022年7月28日掲載分

No.	分類	質問	回答
45	応募要件	ビジネス化実証事業の対象企業に製品/サービスのニーズとの適合性を確認済みの企業とありますが、どのような情報を提示できれば適合性を確認したとみなされますでしょうか。	ビジネス化実証事業の提案要件は「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」こととなります。価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズの有無が明らかになるよう、実際に対象国現地で調査を予め実施していただき、ニーズを示す客観的な情報として、現地調査等の結果（例：アンケートやインタビュー等を通じて得られた、提案製品/サービスに関する特定の顧客セグメントのニーズ情報）を応募時にご提出いただくことを想定しております。
46	応募要件	本事業により、対象国で事業検証を行い、ビジネス化を実現できた場合、本事業に再度応募し、別の対象国への展開を検証していくことは可能ですか。	ご応募自体は可能です。但し、ご想定の場合は、すでに進出済みの国でビジネスとして成功し、同一商材を扱ったビジネスを他国で横展開されたいということかと思われます。そういったケースでは、審査ポイントの「制度利用の必要性」という観点ではご留意が必要となります。（本事業でのご支援実績においては、初めて進出される国での初めての商材を扱ったご提案がほとんどです。）
47	応募要件	1か国で2案件以上を同時に応募可能ですか。一つの製品で異なる使い方を異なる顧客向けに販売することを想定しています。	同一国かつ同様の内容（同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること）での複数提案については、同内容での複数提案については、ビジネス化実証事業と普及・実証・ビジネス化事業への並行応募を除き、提案内容に最も親和性の高い一つの事業に応募することとし、同応募の審査結果通知受領までは、同内容でJICAの他の事業に応募することはできません。 なお、同一年度において、同様の内容で、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業に並行して応募いただけます。但し、応募書類の内容・形式、及び審査基準が異なりますので、普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業それぞれの募集要項をご確認の上、各スキームに必要な応募書類をご準備いただくことが必要です。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への並行応募で審査の結果採択される場合、JICAの判断により普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業のいずれか一方での採択となります。なお、応募時に提案企業から普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業の採択希望順をご提示いただくことはできません。
48	応募要件	大企業がビジネス化実証事業に応募する場合、応募前に自社内（自社のみ、または現地パートナー等）で、ニーズ検証ができていることが求められるのでしょうか。大企業でニーズ確認を行うことが難しい場合、ビジネス化実証事業の中に、ニーズ確認の部分も含められませんか。	大企業は、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化実証事業へのご応募が可能です。ビジネス化実証事業の提案要件は「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」こととなります。価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズの有無が明らかになるよう、実際に対象国現地で調査を予め実施していただき、ニーズを示す客観的な情報として、現地調査等の結果（例：アンケートやインタビュー等を通じて得られた、提案製品/サービスに関する特定の顧客セグメントのニーズ情報）を応募時にご提出いただくことを想定しております。
49	応募要件	同年度に同一企業が複数案件の応募をすることは可能ですか。	同内容での複数提案については、ビジネス化実証事業と普及・実証・ビジネス化事業への並行応募を除き、提案内容に最も親和性の高い一つの事業に応募することとし、同応募の審査結果通知受領までは、同内容でJICAの他の事業に応募することはできません。 なお、同一年度において、同様の内容で、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業に並行して応募いただけます。但し、応募書類の内容・形式、及び審査基準が異なりますので、普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業それぞれの募集要項をご確認の上、各スキームに必要な応募書類をご準備いただくことが必要です。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への並行応募で審査の結果採択される場合、JICAの判断により普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業のいずれか一方での採択となります。なお、応募時に提案企業から普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業の採択希望順をご提示いただくことはできません。 商材（製品・技術・サービス）が異なる場合は、同一の企業からの提案であっても別々の事業とみなされ、同年度に複数の事業をご応募いただけます。
50	応募要件	現在、基礎調査や案件化調査を実施している場合、その後継として今年の秋公示の普及・実証・ビジネス化事業に応募するためには、遅くともいつまでに実施中案件の最終報告書を提出する必要がありますか。	実施中案件と新たに応募する案件の契約期間が重複しなければ、現行制度で調査中の企業が新制度に応募すること自体は問題ございません。

No.	分類	質問	回答
51	応募要件	制度改編後において、1つの企業が応募できる、応募数・採択数の制限はありますか。	同一国かつ同様の内容（同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること）での複数提案については、同内容での複数提案については、ビジネス化実証事業と普及・実証・ビジネス化事業への並行応募を除き、提案内容に最も親和性の高い一つの事業に応募することとし、同応募の審査結果通知受領までは、同内容でJICAの他の事業に応募することはできません。 なお、同一年度において、同様の内容で、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業に並行して応募いただけます。但し、応募書類の内容・形式、及び審査基準が異なりますので、普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業それぞれの募集要項をご確認の上、各スキームに必要な応募書類をご準備いただくことが必要です。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への並行応募で審査の結果採択される場合、JICAの判断により普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業のいずれか一方での採択となります。なお、応募時に提案企業から普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業の採択希望順をご提示いただくことはできません。 同一国かつ同様の内容でないものについては、応募数・採択数について特に制限はありません。
52	応募要件	現在、普及・実証・ビジネス化事業を実施していますが、他の地域で同事業に新たに応募することは可能ですか。	ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業の各スキームを問わず、実施済みの事業と同一の国かつ同一内容でもう1回同じスキームに応募することはできません。 実施済みの事業と同一の内容で他国への展開を図るケースであれば、ご応募自体は可能です。但し、ご想定の場合は、すでに進出済みの国で実証／ビジネス化済の同一商材を扱ったビジネスを他国で横展開されたいということかと思われます。そういったケースでは、審査ポイントの「制度利用の必要性」という観点ではご留意が必要となります。（本事業でのご支援実績においては、初めて進出される国での初めての商材を扱ったご提案がほとんどです。）
53	応募要件	現在、普及・実証・ビジネス化事業を継続しておりますが、2022年度の公示に応募することは可能ですか。	現行制度で実施中の案件と新たに応募する案件の契約期間が重複しなければ、現行制度で調査中の企業が新制度に応募すること自体は問題ございません。（但し、新制度では採択後1か月目途（2023年3月頃）での契約締結を目指していますので、ご注意ください。）
54	応募要件	ビジネス化実証事業において、対象企業は顧客ニーズ及び製品サービスのニーズとの適合性を確認済みの企業となっていますが、適合性を確認済でない場合、ビジネス化実証事業への応募は不可ですか。	ビジネス化実証事業の提案要件は「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」こととなります。価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズの有無が明らかになるよう、実際に対象国現地で調査を予め実施していただき、ニーズを示す客観的な情報として、現地調査等の結果（例：アンケートやインタビュー等を通じて得られた、提案製品/サービスに関する特定の顧客セグメントのニーズ情報）を応募時にご提出いただくことを想定しております。
55	応募要件	現行制度で調査中の企業が新制度に応募すること自体は問題ないでしょうか。現在と同様に契約期間が重複しなければ可との理解で良いでしょうか。	現行制度で実施中の案件と新たに応募する案件の契約期間が重複しなければ、現行制度で調査中の企業が新制度に応募すること自体は問題ございません。（但し、新制度では採択後1か月目途（2023年3月頃）での契約締結を目指していますので、ご注意ください。） また、、過去に実施した案件と同一国同一内容での応募スキームの種類の適否は以下のとおりです。 ＜応募可能なパターン＞ ① 採択された「ニーズ確認調査」実施後の、「ビジネス実証化事業」への応募 ② 採択された「基礎調査」実施後の、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」への応募 ③ 採択された「案件化調査」実施後の、「ビジネス化実証事業」への応募 ＜応募ができないパターン＞ ① 「普及・実証・ビジネス化事業」実施後の「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」への応募 ② 採択された「ビジネス化実証事業」実施後の、「ニーズ確認調査」への応募 ③ 採択された「案件化調査」実施後の、「ニーズ確認調査」への応募 ④ 採択された「普及・実証・ビジネス化事業」実施後の、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」への応募

No.	分類	質問	回答
56	カウンターパート/ミニッツ	従来、JICA事業を行う際には相手国政府機関などの公的機関をカウンターパートとすることが求められていましたが、今後も同様にカウンターパートの設定が必要ですか。また、カウンターパートは公的機関に限られますか。	従来の制度では、普及・実証・ビジネス化事業で調達された機材の譲与がある場合、又は、本支援事業にかかる便宜供与や責任分担を求める場合や本支援事業を相手国と共同事業と位置付けるために事業概要等にかかる合意が必要となる場合において、事業対象国公的機関をカウンターパートとして、JICAとの契約締結前に事業対象国公的機関との協議議事録を必要としていました。 新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）においては、機材製造・購入費等の支援は含まない関係上、協議議事録の取り交わしは不要となり、カウンターパートの設定は必須ではありません。上記以外の理由で、必要となる場合は協議議事録を取り交わしいただくことは可能ですが、カウンターパートは公的機関に限定されないほか、必ずしも採択企業とJICAとの契約締結前に取り交わしを終えることを求めるものではありません。（但し、協議議事録の取り交わしに時間を要したために計画していた実証活動が実施できていない場合でも、定められた調査期間を過ぎると支援を終了しますのでご注意ください。調査上必要な協議議事録は、採択企業の責任において調査期間を踏まえて計画的に取り交わしを実施してください。）
57	カウンターパート/ミニッツ	普及・実証・ビジネス化事業の調査経費として「本邦受け入れ活動費（現地民間含む）とありますが、現地民間組織をカウンターパートとできる可能性はありますか。	普及・実証・ビジネス化事業では、従来どおり、カウンターパートは事業対象国公的機関に限定されます。なお、普及・実証・ビジネス化事業における本邦受入活動の対象者は、本事業における「カウンターパート（候補）機関またはその他政府関係機関」に所属する者としており、政府関係機関でなく、民間企業等に所属する者については、JICAの監督職員がその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、派遣元政府機関からの了解を前提に、受入れ可能です。
58	カウンターパート/ミニッツ	想定しているビジネスにおいては、対象国政府機関や政策との関連も出てくる可能性があります。対象国政府機関が関連する場合も、本事業の対象になりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）、試行期において従来どおり継続する普及・実証・ビジネス化事業のいずれにおいても、相手国政府の関係機関が関連するビジネスも対象に含まれます。
59	カウンターパート/ミニッツ	新制度のビジネス化実証では、資機材に係る相手国実施機関の負担事項や本支援事業終了後の資機材の取扱（維持管理の責任）について合意するため、原則、採択後契約締結前に、提案法人、相手国実施機関、JICA（在外事務所）の三者間にて協議議事録を取り交わすという従来の普及・実証・ビジネス化事業で求めている前提は残りますか。	従来の制度では、普及・実証・ビジネス化事業で調達された機材の譲与がある場合、又は、本支援事業にかかる便宜供与や責任分担を求める場合や本支援事業を相手国と共同事業と位置付けるために事業概要等にかかる合意が必要となる場合において、事業対象国公的機関をカウンターパートとして、JICAとの契約締結前に事業対象国公的機関との協議議事録を必要としていました。 新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）においては、機材製造・購入費等の支援は含まない関係上、協議議事録の取り交わしは不要となり、カウンターパートの設定は必須ではありません。上記以外の理由で、必要となる場合は協議議事録を取り交わしいただくことは可能ですが、カウンターパートは公的機関に限定されないほか、必ずしも採択企業とJICAとの契約締結前に取り交わしを終えることを求めるものではありません。（但し、協議議事録の取り交わしに時間を要したために計画していた実証活動が実施できていない場合でも、定められた調査期間を過ぎると支援を終了しますのでご注意ください。調査上必要な協議議事録は、採択企業の責任において調査期間を踏まえて計画的に取り交わしを実施してください。） それぞれのスキームの参加資格・審査ポイント等については2022年5月12日の概要説明会資料をご参照ください。
60	企画書	企画書フォーマットの変更点は、審査ポイントに追加があったビジネス化実証事業の企画書フォーマットのみになりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）の審査のポイントは、従来の基礎調査、案件化調査のものとは異なります。企画書フォーマットについては簡素化を図り、応募フォームの形式で外部人材無しでも応募できる形とする予定です。企業の体制・方針やビジネスの構想等は審査のポイントとして重視しております。 なお、普及・実証・ビジネス化事業は従来通りの企画書フォーマットでご応募いただく予定です。（但し、記載項目の若干の変更は発生する可能性があります。）
61	企画書	新制度においては企画書に関するJICAやコンサルタントによる補助などは可能ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では企画書フォーマットの簡素化を図り、応募フォームの形式で外部人材無しでも応募できる形とする予定ですので、コンサルタントによる補助はありません。応募にあたっては、JICAからのアドバイスは可能ですので、本公示開始前までに応募内容についてJICA本部またはお近くの国内機関にご相談いただくことを推奨しております。

No.	分類	質問	回答
62	企業共創プラットフォーム	「企業共創プラットフォーム」につきまして、何か新たな仕組みの構築を考えているのですか。	企業共創プラットフォームについては具体的な内容を検討中となります。対外公開可能な状態になりましたらJICA民間連携事業ウェブサイトにてご案内させていただきます。
63	企業共創プラットフォーム	5月12日概要説明会資料に「ビジネス開発研修プログラム等」とあるが、具体的にどのような方法で参加することができますか。	2023年度の本事業への事業提案の募集に向け、公開セミナーを実施し、関心のある企業にむけた開発途上地域における新規事業開発に関する研修を実施する予定としております。参加募集の時期になりましたらHP等でご案内する予定です。
64	公示回数	普及・実証・ビジネス化事業の今後の募集回数はどのようになりますか。	新制度の2つと普及・実証・ビジネス化事業どちらも年1回の公示となります。試行期は2022年度、2023年度の2カ年度とします。但し、2023年度の公示スケジュールは未定です。2024年度以降の普及・実証・ビジネス化事業の扱いは、試行期の結果を踏まえて検討するため、現時点で残りの公示が何回となるかは未定です。
65	コンサルタントの業務	JICAが分野ごとに契約するコンサルタントは、ニーズ確認調査の実施企業とビジネス化実証事業の実施企業の両方を支援することになるのでしょうか。	JICAが分野ごとに契約するコンサルタントには、ニーズ確認調査を実施する企業、ビジネス化実証事業を実施する企業の両方についてご支援いただくこととなります。
66	コンサルタントの業務	従来は提案企業とコンサルタントの間で契約関係があったものが、制度改編によって契約関係がなくなる中で、コンサルタントによる支援内容や、提案企業とコンサルタントの役割分担はどのように決まりますか。	提案企業、JICA、JICAが契約するコンサルタントの三者における基本的な役割分担については、提案企業とJICAで締結する契約、及びコンサルタントとJICAが契約するコンサルタント等契約において定めます。提案企業の個社の状況に合わせた支援内容については、企業とJICAでの契約締結後、企業、JICA、JICAが契約するコンサルタントの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意します。
67	コンサルタントの業務	5月12日概要説明会資料のコンサルタントによる「ビジネス化助言・現地調査支援」について、ビジネス化に結び付くのであればどのような役務内容(広さ・深さ・細かさ)でも助言・依頼は可能ですか。	コンサルタントの基本的な業務内容は、JICAとコンサルタントの契約で定義されますが、業務内容に含まれていても契約上の人月の制約がありますので、その範囲内での対応となります（際限なく助言・依頼できるものではありません）。提案企業の個社の状況に合わせた支援内容については、企業とJICAでの契約締結後、企業、JICAが契約するコンサルタント、JICAの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意します。
68	コンサルタントの選定	JICAが予め契約する5分野のコンサルタントはどのようにして選定されるのか、選定プロセス、スケジュールを教えてください。	コンサルタント等契約の業務実施契約による調達を行います。2022年6月22日公示、9月契約開始予定です。詳細は以下のサイトに掲載されている公示をご確認ください。 ＜業務実施契約公示サイト＞ https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?&contract=1
69	コンサルタントの選定	ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業でJICAが契約するコンサルタント企業・個人と、普及・実証・ビジネス化事業で企業側が外部人材として提案するコンサルタント企業・個人は、個々の案件の審査上で優先的地位を発揮しない範囲において、重複して参画することは可能ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）においてJICAと契約するコンサルタントが、普及・実証・ビジネス化事業の外部人材としてご応募いただくことは可能です。
70	コンサルタントの選定	コンサルタントのJICAへの登録要件を教えてください。	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。 URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

No.	分類	質問	回答
71	コンサルタントの選定	JICAが契約する5つの分野のコンサルタントが、結果的に特定のコンサルタント1～2社に限定されることのないよう、選定における配慮はありますか。 また、JICAが契約するコンサルタントが行う各事業の実績は、業務実施契約等のプロポーザル選定で実績として考慮されてしまうのですか。	JICAが契約するコンサルタントについては、年度ごとに採択する企業を支援するコンサルタント契約を各年度に調達する予定です。コンサルタントからは5分野についてそれぞれ実施体制をご提案頂く予定です。 JICAではそれぞれの分野に頂いたプロポーザルを踏まえて評価を行います。複数分野に応募されるコンサルタントがある場合、同時並行で業務遂行が可能なのかという観点も含め評価を行う予定です。本業務を受注され、実施される場合、その実績の評価は、他業務と同様、事後の適正なコンサルタント等選定等に活用し、業務の質的向上を図る予定です。
72	コンサルタントの体制	コンサルタントと企業はどのようにマッチングされますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）については、提案企業には提案ビジネスがどのような分野に関するものかを応募時に選択いただきます（複数選択可）。支援するコンサルタントについては、当該分野の選択状況、事業内容等を踏まえ、JICAにて決定させていただきます。 普及・実証・ビジネス化事業については、JICAから企業にコンサルタントを直接紹介することはできませんが、JICAのウェブサイト過去の案件を検索できる案件事例検索ページがあり、過去どのようなコンサルタントが関わられていたか、ご確認いただくことは可能となっています。
73	コンサルタントの体制	コンサルタントからの支援を得ることは必須ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、JICAが契約するコンサルタント（以下、JICAコンサルタント）がビジネスアドバイザー支援及び経費支出を行いますので、JICAコンサルタントの支援は必須です（JICAと企業間の契約では経費を含まず、経費はJICAコンサルタント経由で支出します）。なお、企業とJICAでの契約締結後、企業、JICA、JICAコンサルタントの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意し、活動を開始します。
74	コンサルタントの体制	コンサルタントによる支援に際しては、分野の知見が重要なのではなく、対象国でのビジネス化の知見が重要ではないでしょうか。	JICAと契約するコンサルタントに期待しているのは、各分野において、個社支援段階における企業からの様々なニーズに柔軟に対応してビジネス化支援ができるような知見や実績、人員配置であり、これらの観点でコンサルタントの選定を行います。 なお、個社支援を柔軟に実施いただくために、個社支援段階で共同企業体を組み直す、補強人材を追加することも可としています。その中で、特定の国やフィールドに強みを持つコンサルタントにも参画していただけるものと考えています。
75	コンサルタントの体制	コンサルタントは、5分野ある中で、各分野1コンサルタントを想定しているということでしょうか。	対象の5分野においてそれぞれ一契約ずつ発注することを想定していますが、各分野1社で対応する必要はなく、必要に応じて共同企業体を形成したり、補強の社を入れたりすることも可能としています。採択企業決定後に業務従事者を追加・確定させたり、共同企業体や補強の社の追加も認める予定です。詳細は下記サイトに掲載のコンサルタント等契約の企画競争説明書をご覧ください。 https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?&contract=1
76	コンサルタントの体制	「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」には外部人材の参画はできず、業務従事者として参加できるのは提案企業の従業員のみという理解で良いですか。	「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」の個社支援段階では、企業からの様々なニーズに柔軟に対応できるよう、JICAがコンサルタントと契約して支援を行う体制を確保します。採択企業決定後、個社支援段階でコンサルタントの共同企業体を組み直す、補強人材の追加を認める等、採択企業のニーズに合わせて特定の国やフィールドに強みを持つコンサルタントにも参画していただけるようにします。なお、JICAが契約するコンサルタント以外に、採択企業が独自に契約するコンサルタントがいる場合は、必要に応じ、当該コンサルタントを企業の業務従事者として位置づけることは可能です。その場合、JICAからの人件費の支出はなく、支援上限額内で旅費、現地での活動に係る経費が支出の対象となります。
77	コンサルタントの体制	新制度においてJICAが契約するコンサルタントは、5つの分野に別れた全ての企業の支援をするのですか。あるいはコンサルタントにて得意な国・地域等を選ぶことはできますか。	ある分野でJICAと契約したコンサルタントは、JICAが選定した当該分野の全ての提案企業の支援を行うこととなります。

No.	分類	質問	回答
78	コンサルタントの品質維持・向上	提案企業側がJICAが契約するコンサルタントを評価する仕組みは用意されていますか。	個社支援過程におけるコンサルタントの支援内容にかかるフィードバックを企業からいただくような仕組みを検討しております。
79	コンサルタントの品質維持・向上	JICAが契約するコンサルタントと提案企業の相性が良くない場合には、どのような対応が行われますか。	事業実施中には採択企業、JICA、JICAが契約するコンサルタント間で進捗状況の確認を行っていく予定であり、もし採択企業とJICAが契約するコンサルタント間で問題が生じるようであれば、JICAがその調整を行います。また、個社支援過程におけるコンサルタントの支援内容にかかるフィードバックを企業からいただくような仕組みを検討しており、JICAとしてコンサルタントによる支援の品質維持・向上を図ります。
80	採択件数	5月12日の概要説明会資料のp.10「分野別支援体制」には提案企業数として各分野5~15社程度と記載されていますが、これはニーズ確認調査とビジネス化実証事業を合わせた数字でしょうか。	採択件数についてスキーム毎の枠があるわけではなく、提案件数、予算との関係で決定します。現時点で採択件数総数の絞り込みは想定していません。全体で2021年度と同等の採択規模（50件程度）を想定しております。
81	採択件数	従来より支援経費の上限金額が少なくなったことについて、採択企業が従来より多くなることを想定しているのでしょうか。	採択件数についてスキーム毎の枠があるわけではなく、提案件数、予算との関係で決定します。現時点で採択件数総数の絞り込みは想定していません。全体で2021年度と同等の採択規模（50件程度）を想定しております。 なお、調査経費の上限金額については、従来の制度と新制度において表示形式が異なるのみで、金額が減少したわけではございません。従来の制度では外部人材の人件費を含んだ金額を記載しておりましたが、新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）ではJICAとコンサルタントが予め契約した上で提案企業を支援する関係上、提案企業の調査経費の上限金額とコンサルティングサービスの業務量に分けた記載となっております。
82	採択件数	「ビジネス化実証事業」と「普及実証ビジネス化事業」について、①募集は年1回ですか、②採択企業数、採択倍率に差はありますか。	①2022年度においては、いずれも年1回での募集予定です。②採択件数についてスキーム毎の枠があるわけではなく、提案件数、予算との関係で決定します。現時点で採択件数総数の絞り込みは想定していません。全体で2021年度と同等の採択規模（50件程度）を想定しております。
83	参加資格	ニーズ確認調査には、中小企業・中堅企業であってもみなし大企業の応募は不可でしょうか。	ニーズ確認調査については中小企業（スタートアップ企業を含む）・中堅企業を対象とした制度となりますので、大企業及びみなし大企業は対象となりません。ビジネス化実証事業については、大企業及びみなし大企業も支援対象となります。
84	参加資格	参加資格として規定されている「当期純利益が過去3年連続マイナス」について、今期黒字だが、過去に遡ると3年連続マイナスになっていた場合、応募不可ということでしょうか。	財務要件の一つである「当期純利益が過去3期連続マイナス」とは当期純利益が直近の過去3期連続で赤字であることを指します。今期が黒字の場合、「直近の過去3期連続で赤字」には当たりませんので応募は可能です。
85	参加資格	参加資格である「当期純利益が過去3期連続マイナス」とは、前年比減益のことですか、赤字のことですか。	財務要件の一つである「当期純利益が過去3期連続マイナス」とは当期純利益が直近の過去3期連続で赤字であることを指します。
86	参加資格	ビジネス化実証事業では、従来の案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業の内容をカバーできる形だと認識しました。これから新たに考える大企業としては、ビジネス化実証事業のみが対象となりますか。	大企業も、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化実証事業へご応募が可能です。

No.	分類	質問	回答
87	参加資格	中小企業の定義を教えてください。（大企業から出資がある場合等）	日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業（中小企業の定義は中小企業基本法第二条5、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項6に基づく）、又は中小企業団体の組織に関する法律第三条に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合（以下、「中小企業団体」）。 ただし、次の①～③のいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、「みなし大企業」等）は除きます。 ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業※1が所有している中小企業者 ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業※1が所有している中小企業者 ③ 大企業※1の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 なお、上記の①～③に記載する大企業※1が中堅企業に該当する場合には、当該中小企業者は中堅企業に該当するものとみなします。 また、大企業※1を構成員に含むグループ※2内にある中小企業者は除きます。ただし、左記における大企業のいずれもが中堅企業に該当する場合は、同グループ内にある中小企業者は、中堅企業に該当するものとみなします。 ※1 ここでは、企業のうち、中小企業を除くものをいいます。 ※2 ここでは、以下の「実効的な支配関係」にある複数の企業から形成されるグループをいいます。 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の企業が所有している。 ・同一企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。
88	参加資格	本邦企業の現地法人からでも応募は可能ですか。	応募資格を有するのは日本の法律に基づき設立された日本登記法人となります。その他の詳しい応募資格については募集要項をご参照ください。
89	参加資格	参加資格にある債務超過について、将来の改善見込み等の情報も含めて判断されますか、それとも形式的に判断しますか。	財務要件については参加資格となりますので、ご提出いただく財務書類に基づき厳格に判断いたします。
90	参加資格	スタートアップ企業は、3年間活動していない場合もあるかと思いますが、それは参加要件を満たさないということでしょうか。	本事業におけるスタートアップ企業の定義は以下のとおりです。①創業10年程度以下であること、②未上場であること、③革新的な事業活動を行っていること。各スキームにおけるスタートアップ企業に関する参加資格は、5月12日概要説明会資料をご参照ください。 なお、本事業への参加には、法人設立後1年以上経過していることが必要となります。
91	参加資格	提案製品/サービスの国内外での販売実績があることという参加資格について、現地固有の課題解決に繋がる事業モデルを想定している場合も必ず販売実績が求められるのでしょうか。	本事業では、国内外での販売実績を有する製品/サービスを途上国現地の市場に適合化することを通じて現地の課題を解決することを想定しております。そのため、途上国現地の課題解決につながる一定の信頼性を有する製品/サービスであることを判断するための基準の一つとして販売実績を求めています。
92	参加資格	参加資格で国内外の販売サービス実績が必要であると記載されていますが、国内および国外の両方の実績が必要という意味ですか。	「国内外での販売実績」という記載については、国内または海外での販売実績を想定しております。海外での販売実績がある場合において、本事業の対象国での販売実績がすでにある場合は、審査ポイントの「制度利用の必要性」という観点ではご留意が必要となります。（本事業でのご支援実績においては、初めて進出される国での初めての商材を扱ったご提案がほとんどです。）
93	参加資格	学校法人が応募することはできますか。	学校法人でもご応募いただけます。

No.	分類	質問	回答
94	参加資格	「従来の制度において同一国かつ同様の内容で、通算3回不採択となった場合であっても、新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）への応募は可能」との点について、「同様の内容」の定義は従来通り、「同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」というもので良いですか。	従来どおり、「同様の内容」の定義は、「同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」とします。
95	事前コンサルテーション	本公示開始前までに、応募内容についてJICA国内機関に相談することが推奨されていますが、どの部署に、どの様な形で相談することが効率的ですか。	5月12日概要説明会でご説明した審査ポイントも踏まえて提案内容をご検討いただき、その内容をJICA本部あるいはお近くのJICA国内機関にご相談いただければと思います。
96	事前コンサルテーション	事前コンサルテーションの申込に必要なフォームはありますか。	個別相談をご希望の方は以下のWEBページにある「個別相談申込フォーム」をダウンロード・ご記入の上、下記の窓口にご送付ください。 URL: https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html
97	事前コンサルテーション	事前コンサルテーションでは、現地パートナーに関する相談・紹介は可能ですか。	事前コンサルテーションについては、JICA本部または、お近くのJICA国内機関にご相談いただきますようお願いいたします。 他方で、ご要望の情報を持ち合わせていないことも御座いますので、予めご了承ください。
98	事前コンサルテーション	事前コンサルテーションについて、不明点など含めてまずは相談という形でアポイントをとっても良いですか、または事前にある程度形にしておく必要がありますか。（例えば審査基準に該当するような内容を詳細にまとめておく必要はありますか。）	事前に具体的にご検討いただけると事前コンサルテーションにおいて具体的な情報提供が可能となります。しかしながらどの公示回への応募をご検討されるかにもよりますので、個別相談にあたってのご検討の熟度につきましては各企業においてご判断ください。
99	審査基準	コンサルタントの支援が必要ないという提案は採択審査にあたり、プラスとなりますか、もしくはマイナスとなりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、JICAが契約するコンサルタント（以下、JICAコンサルタント）がビジネスアドバイザー支援及び経費支出を行いますので、JICAコンサルタントの支援は必須です（JICAと企業間の契約では経費を含まず、経費はJICAコンサルタント経由で支出します）。コンサルタントの支援が必要ないという提案は審査における評価対象にはなりません。
100	審査基準	ビジネス化実証事業の審査ポイントである応募前の現地調査とは、どのようなものを想定していますか。	ビジネス化実証事業の提案要件は「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」こととなります。価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズの有無が明らかになるよう、実際に対象国現地で調査を予め実施していただき、ニーズを示す客観的な情報として、現地調査等の結果（例：アンケートやインタビュー等を通じて得られた、提案製品/サービスに関する特定の顧客セグメントのニーズ情報）を応募時にご提出いただくことを想定しております。
101	審査基準	ビジネス化実証事業の審査ポイントとして、「応募前に現地による現地調査が実施されているか」と記載されていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で出張制限があり、出張対応が難しい状況です。現地パートナー候補等とZoom等での連絡を取っている場合は、現地調査とみなされますか。	ビジネス化実証事業の提案要件は「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」こととなります。価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズの有無が明らかになるよう、実際に対象国現地で調査を予め実施していただき、ニーズを示す客観的な情報として、現地調査等の結果（例：アンケートやインタビュー等を通じて得られた、提案製品/サービスに関する特定の顧客セグメントのニーズ情報）を応募時にご提出いただくことを想定しております。 対象国現地に赴き、実地での調査を行うことが望ましいですが、それが難しい場合は代替手段・形式での実施が想定されます。なお、現地調査の内容や方法については、応募要件として特定の基準を規定するものではありません。（実地による現地調査を実施したかどうかのみで採否が決まるのではなく、新型コロナウイルス等の実情も踏まえ評価します。）

No.	分類	質問	回答
102	審査基準	審査のポイントについて、従来の案件化調査にあるODA事業との連携可能性（ODA事業（円借款、技協等）との連携可能性や相乗効果（開発効果の拡大）、地元経済・地域活性化への貢献は審査の観点の対象外と理解して良いですか。また、SDGsへの合致度や多様性への配慮がありますが、これらは新たな審査のポイントとして捉えて良いですか。	ご理解のとおりです。SDGsへの合致度及び裨益者への便益においてODA事業として必要な開発課題への貢献可能性を確認いたします。地元経済・地域活性化については提案事業がビジネス化することで雇用・収益等の観点で貢献につながると考えておりますので、個別の項目ではなく、企業としての体制・方針、ビジネスの構想と熟度といったビジネス化に関する項目で判断することとしました。
103	審査基準	提案企業の採択に先立ってJICAが契約するコンサルタントが決まるとのことですが、JICAが契約するコンサルタントが対応可能な対象国・領域等によって、どの提案を採択するかの判断が変わり得るということですか。	ご応募いただいたご提案内容につきましては、JICAが契約するコンサルタントの対応範囲に依ることなく、審査基準に沿ってJICAが審査いたします。提案内容を踏まえて、JICAが契約するコンサルタントの対応を調整します。
104	審査基準	評価ポイントに、旧制度では求めている英語での発表能力を求めています。企業からはどの程度のレベルが必要なのか具体的な評価のレベルが求められます。	本事業終了後にも自身で途上国でのビジネス展開を推進できる企業を求めているものです。英語の試験の最低スコア等、一律の基準を設けて応募要件にするまたは不採択にするものではなく、あくまでも審査上の評価ポイントの一つとしてプラス評価する想定です。
105	審査基準	普及・実証・ビジネス化事業（現行スキーム）の審査基準は従来通りから変更なしという理解で相違ないでしょうか。	普及・実証・ビジネス化事業の審査基準は従来どおり（公示情報のHPに掲載されている審査基準）とする予定です。
106	審査基準	現地のパートナー候補に日系企業を挙げても良いのでしょうか。現地パートナーの要件があれば教えてください。	対象国現地ですでに事業活動を行っており、提案企業が実証活動を行うにあたって有益と思われる事業基盤、現地ネットワーク等を有していれば現地企業に限定されません。
107	審査基準	ビジネス化実証事業の審査のポイントに「ビジネスモデルの具体性：価格設定は妥当か。」とあるが、何を根拠に妥当と判断、審査されるのか。	主に応募時にご提供いただいた内容に基づいて判断するほか、一部必要に応じて追加の情報収集の実施し、またJICAが契約するコンサルタントによる提案分析を参考に判断いたします。
108	審査プロセス	JICAによる提案企業の審査はどのように行われますか。	応募書類、及び必要に応じて実施するヒアリングにより審査を行います。また、信用調査会社による信用調査の結果も評価対象とします。
109	成果品	ビジネス化実証事業の成果物の「開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）の仮説構築」とは何ですか。	採択企業によるビジネスがどのような因果関係により開発途上国の課題解決、インパクト創出に資するかという論理構成を体系的に図示化したものです。
110	成果品	ビジネス化実証事業の成果物の「ビジネスモデル（座組み・パートナーシップ・交換価値等）」とは何ですか。	提案ビジネスを構成する「ヒト」（企業や個人）とその間でやり取りされる「モノ・カネ・情報」の価値交換の流れを図示化したものです。
111	成果品	ビジネス化実証事業の成果物の「撤退基準」について説明してください。	事業計画を実行する中で、ビジネス展開に向けた取り組みが計画どおりに進捗しないケースも想定されます。そういった場合に事業計画を策定する段階で、予め失敗の定義を考え、撤退するための基準を決めておくためのものです。基準に置くものは様々ですが、例えば一定期間内における獲得顧客数等が想定されます。
112	成果品	ビジネス化実証事業の成果物の「ループ図」とは何ですか。	提案ビジネスが解決しようとする課題が発生する要因を様々な因果関係でつなぐことで、複雑な相互関係を図示化したものです。

No.	分類	質問	回答
113	成果品	ビジネス化実証事業の成果物の「インパクトKPI（インパクトを計測する成果指標）」とは何ですか。	ロジックモデルで定義したインパクトの目標の達成に向かってプロセスが適切に実行されているかを定量的に評価するための指標を指します。
114	成果品	企業が提出する「事業計画書、ロジックモデル」の書類の頁数について条件はありますか。	頁数の制限を設ける想定はございませんが、必要な記載項目が網羅されていることが必要です。詳細は、今後案内いたします提案企業とJICAの契約書ひな形をご参照ください。
115	制度概要	これまでの制度では、中小企業（スタートアップ含む）、中堅企業、大企業によって、支援金額、計上可能な費目に差異があったが、新制度ではどうなりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、支援金額、計上可能な費目について中小企業（スタートアップ含む）、中堅企業、大企業の別による差異はありません。
116	制度概要	現在、普及・実証・ビジネス化事業を見据えて案件化調査を行っているが、ビジネス化実証事業と、普及・実証・ビジネス化事業のどちらへ応募するのが効果的かの観点でアドバイスを頂けないでしょうか。	普及・実証・ビジネス化事業は必要に応じ機材調達も事業費用内で行い、企業自身で調査・実証活動を行いたい企業向けの制度となります。機材購入調達を行う場合、先方政府との協議議事録の署名が必要となります。JICAとの委託契約のもと、必要に応じてコンサルタントを個別に外部登用した上で企業自身で調査計画の立案、調査報告書作成、精算報告書作成等の契約管理をして頂く必要があります。他方、ビジネス化支援型であるビジネス化実証事業はJICAがあらかじめ配置したコンサルタントによるアドバイザリ支援、経費支出支援を得ながら速やかに調査事業を開始し、事業計画を策定されたい企業向けの制度です。詳しくはお近くのJICA本部あるいは国内機関にて事前コンサルテーションをお願いします。 なお、同一年度において、同様の内容で、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業に並行して応募いただけます。但し、応募書類の内容・形式、及び審査基準が異なりますので、普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業それぞれの募集要項をご確認の上、各スキームに必要な応募書類をご準備いただくことが必要です。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への並行応募で審査の結果採択される場合、JICAの判断により普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業のいずれか一方での採択となります。なお、応募時に提案企業から普及・実証・ビジネス化事業、ビジネス化実証事業の採択希望順をご提示いただくことはできません。
117	制度概要	ニーズ確認調査とビジネス化実証事業の関係性を教えてください。ニーズ確認調査の活用後にビジネス化実証事業を段階的に活用できるものなのでしょうか。	ニーズ確認調査の実施後にビジネス化実証事業にご応募いただくことは可能です。ビジネス化実証事業では「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」ことを提案要件としておりますので、ニーズ確認調査の調査結果をビジネス化実証事業の応募書類に含めていただけます。
118	制度概要	ビジネス化実証事業のテストマーケティングでは売上が上がる場合があるかと思いますが、利益を出す活動を行ってもかまわないという理解で合っていますか。	テストマーケティングにおいては、販売行為を伴わないものを想定し、価格面も含め提供する製品・サービスへ潜在顧客の受容性を検証しつつ、ビジネスとしての収益性を検証することを目的としています。テストマーケティングのうち、販売行為を含むものについては、その経理処理の扱いを含め、実施対象可否やその範囲・方法を検討の上、JICAにて実施可否を決定する予定です。
119	制度概要	ビジネス化実証事業の主な実施項目の「ニーズ・ソリューション検証」とは何ですか。	ニーズ検証は、調査対象国における潜在顧客およびニーズの内容に関する仮説を、インタビュー等を通じて検証する工程です。ソリューション検証は、ニーズ検証で得られたフィードバックをもとに検討したソリューションが潜在顧客のニーズに応えられているか、他のサービスと比較して優位性があるか等の検証を行う工程です。
120	制度概要	ビジネス化実証事業の主な実施項目の「ベータ版を用いた受容性検証」とは何ですか。	受容性検証は、ソリューション検証で得られたフィードバックをもとにさらに検討・構築したソリューションとしての製品/サービスの試作品等を用いて価格も含めて顧客にそれが受け入れられるかを検証する工程です。

No.	分類	質問	回答
121	制度概要	ビジネス化実証事業の主な実施項目の「テストマーケティング」とは何ですか。	本格的に販売する前に、地域等を限定して少数に対して販売することを通じ、実際に顧客にどのように受け入れられるかを検証することを指します。
122	制度概要	本事業では発展途上国でビジネスを開始するための調査等のみが支援の対象となり、ビジネスそのものに対する支援ではないという認識でよろしいでしょうか。	「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、開発途上国の開発課題とニーズを理解し、その解決に資する製品/サービス・技術・ノウハウを試すことで海外ビジネスを構築する本邦民間企業等のビジネス化に向けた取り組みを支援するものです。ご理解のとおりビジネス運営上の経費等を支援するものではありません。
123	制度概要	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）のメリットを教えてください。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、予めJICAが契約するコンサルタントとともにJICAが提案企業を支援することにより、採択後、従来よりも迅速に事業開始することが可能です。また、経費支出については基本的にJICAが契約するコンサルタントにて実施しますので、提案企業の精算にかかる事務手続き負担が軽減されます。
124	制度概要	受容性の言葉の定義を教えてください。	受容性とは、製品/サービスとして価格帯も含めて顧客に受け入れられている状態を意図しています。
125	対象国	同時に複数の国を対象国として応募できますか。	ニーズ確認調査では対象国を複数国とすることも可能ですが、ビジネス化実証事業では対象国は原則1か国とします。（但し、ニーズ確認調査の場合も現地渡航を行うのは1か国の想定です。）
126	対象分野	分野別の支援について、中小企業向けサービスは、民間セクター開発の分野に含まれますか。	対象国の中小企業向けに経営支援等のサービスを提供するものであれば民間セクター開発に該当します。対象分野の詳細につきましては今後共有いたします募集要項をご参照ください。
127	対象分野	水産案件はどの分野になりますか。	一次産業は、農業・農村開発等を含めて実施しております。対象分野の詳細につきましては今後共有いたします募集要項をご参照ください。
128	地域金融機関連携	地域金融機関の旅費等の調査費用について、現行通り、調査終了後の精算となりますか。	地域金融機関は、JICAが契約するコンサルタントや企業と一緒に現地渡航することを想定しており、JICAが契約するコンサルタントが地域金融機関の方に対する経費を支出する想定です。
129	地域金融機関連携	地域金融機関連携における提案企業のメリットを教えてください。	本事業を活用いただくことで、企業の途上国でのビジネス展開の一助として調査・実証を進めていただくことを想定していますが、取引関係等を有する地方銀行等の連携をいただくことで、ビジネスプランの精緻化や事業終了後の資金獲得等において一定のメリットがあると考えています。
130	地域金融機関連携	現行制度であれば、応募書類作成時に金融機関連携で対応する場合、企業との打合せなどサポートを金融機関が行っていると思いますが、新制度では応募前において、金融機関はどのように関わっていくのでしょうか。	ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業では、外部人材はなくなるため、従来の地域金融機関連携案件において、提案法人と取引のある地域金融機関に所属する人材が外部人材として参画することはできなくなります。（普及・実証・ビジネス化事業では従来どおり可能です。）その他については、これまでと同様に本事業活用前後における企業のビジネス展開への助言提供、応募にあたっての金融機関確認書の作成、採択企業独自の外部リソースとしての調査への参画等を通じて本事業に関与していただくことを期待しています。この場合、金融機関の方の旅費及び現地での活動に必要な経費のみ、ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業の費用として計上いただけます。

No.	分類	質問	回答
131	調査の進め方	調査予算計画の詳細は応募の段階で確定しておくことになりますか、あるいは事業採択後にコンサルタントと詰めることになりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、応募時に「調査を通じて検証したい仮説」、「調査完了時になっていたい状態（ゴール）」等についてご記載いただき、また調査に係る概算内訳もご提出いただく想定です。詳細な調査計画については提案企業とJICAでの契約締結後、提案企業、JICA、JICAが契約するコンサルタントの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意します。
132	普及・実証・ビジネス化事業	普及実証ビジネス化事業は従前の制度と考えて良いのでしょうか。	普及・実証・ビジネス化事業については従来どおりとなります。但し、参加資格については一部変更がありますので、5月12日概要説明会資料及び今後共有いたします募集要項をご参照ください。
133	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業の調査経費・負担経費の上限金額について、上限2億円のインフラ整備技術推進案件又は地域産業集積海外展開推進案件の枠はなくなったのでしょうか。	普及・実証・ビジネス化事業では従来どおり、事業の内容に応じ異なる上限金額を定めます。 ① 1 億円 ② 1 億 5,000 万円（高額な機材を投入して調査をする必要がある案件） ③ 2 億円（インフラ整備技術推進案件又は地域産業集積海外展開推進案件）
134	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業に応募する企業と外部人材となり得るコンサルタントのマッチング事業も従来通り、JICA国内機関や委託機関により行われるのでしょうか。	「民間企業とコンサルタント等とのマッチング相談窓口業務」は2022年3月31日（木）を以て終了し、今後同業務を再開する予定はありません。
135	普及・実証・ビジネス化事業	ODA事業としての案件化可能性調査も含んでいた案件化調査がなくなったことで、普及・実証・ビジネス化事業応募に際し、ODA事業との連携に限定しない提案ができると考えて良いですか。	過去の募集においても、普及・実証・ビジネス化事業への応募に際し、案件化調査の先行実施を必須とはしていませんでした。2022年度も本方針に変更はなく、審査基準に沿って審査されます。 なお、普及・実証・ビジネス化事業については、審査基準において、ODA事業との連携可能性を含めておりますが、ODA案件の形成に限定するものではなく、相乗効果の有無などより広い連携可能性を評価項目としています。審査基準については変更しておりませんので、2021年度第2回公示のものをご参照ください。
136	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業の審査ポイントを教えてください。	普及・実証・ビジネス化事業については、ご参考までに2021年度公示にかかる資料をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/chotatsu/bvs/2021/index.html
137	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業の本邦活動費について、現地民間含むものは、具体的にどのような事例ですか。	例えばカウンターパートとして対象国の電力省を設定しているものの、実際の発電所の経営は民間が行っている等の事情があるなど、民間関係者の受け入れが必要とJICAが認める場合のみ、可としております。なお、政府関係者以外の者については、提案法人又はその関係会社、若しくは共同企業体にあってはその構成員又はその関係会社の現地法人、合併会社の関係者は対象外とします。
138	普及・実証・ビジネス化事業	コンサルタントに心当たりがない場合は、JICAに相談すればアサインしてもらえるのですか。（普及・実証・ビジネス化事業については従来通り外部のコンサルタントと進めるのですか。またはJICAが契約するコンサルタントと進めることもできるのですか。）	普及・実証・ビジネス化事業については従来通り、必要に応じて提案企業ご自身でコンサルタントと契約していただくこととなります。JICAからコンサルタントを直接ご紹介することはできませんが、JICAのウェブサイト過去の案件を検索できる案件事例検索ページがあり、過去どのようなコンサルタントが関わられていたか、ご確認いただくことは可能となっています。 URL: https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/index.php
139	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業において、JICAが契約するコンサルタントを準備しないのはなぜですか。	2022年度～2023年度の試行期間においては、既に普及・実証・ビジネス化事業へのご応募を検討されていた提案企業への影響を考慮し、従来どおりの実施体制、契約形態とするものです。2024年度以降の制度の在り方は、2年間の新制度試行を踏まえて検討する予定です。

No.	分類	質問	回答
140	普及・実証・ビジネス化事業	本事業への初回の応募から普及・実証・ビジネス化事業へ応募することはできますか。	本事業に初めて応募する場合であっても普及・実証・ビジネス化事業へのご応募は可能です。
141	普及・実証・ビジネス化事業	普及・実証・ビジネス化事業もウェブの応募フォームによる応募となりますか。それとも従来通りとなりますか。	普及・実証・ビジネス化事業は従来通りの企画書フォーマットでご応募いただく予定です。（但し、記載項目の若干の変更は発生する可能性があります。）
142	負担経費	5月12日概要説明会資料において、「ベータ版を用いた受容性検証、テストマーケティング等による収益性検証、運用改善」が調査項目に定められていますが、「現地パートナー候補企業」と検証活動を実施する場合の費用は計上可能ですか。計上可能な場合はどの費目になりますか。	現地パートナー候補企業に検証活動を再委託する場合は、JICAが契約するコンサルタントとの契約の中から再委託費の支出が可能です。なお、再委託を含め採択企業の個社支援に関する支出対象費目は次のとおりです。 「（イ）一般業務費」の具体的費目についてはコンサルタント等契約の経理処理ガイドラインをご参照ください（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）。 ①企業活動支援（各制度の上限金額内） （ア）旅費（航空券、日当、宿泊） （イ）一般業務費（車両関連費、特殊傭人費等） （ウ）再委託費 （エ）機材送料（※ビジネス化実証事業のみ） （オ）本邦受入活動費（※ビジネス化実証事業のみ） ②企業活動支援（各制度の上限枠外） （オ）地域金融機関連携案件の場合の、地域金融機関職員の旅費 ③コンサルタント活動経費 JICAが契約するコンサルタントが利用する車両、現地傭人、通信費等の個社支援に必要な経費については原則として①の企業活動支援から支出するが、（カ）受注者の旅費（航空券、日当、宿泊）、（キ）経費管理のための傭人費については別枠で計上することを認めます。
143	負担経費	ビジネス化実証事業と普及・実証・ビジネス化事業との違いですが、前者では機材費は負担出来ないが、機材輸送費のみ負担可能と理解しました。その場合、機材費は企業負担になるという事でしょうか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、機材製造・購入費等の支援は含まれませんので、提案企業にてご負担いただくこととなります。
144	負担経費	ビジネス化実証事業の調査経費・負担経費の上限金額はインフラ等の施工が伴う場合も上限は変わらないのでしょうか。	ビジネス化実証事業では、インフラ等の施工費の計上はできません。
145	負担経費	ビジネス化実証事業では、試験施工費は支援経費の対象になりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、現地の施工にかかる経費は計上できません。

No.	分類	質問	回答
146	負担経費	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）における採択企業の個社支援に関する支出対象費目はどうなりますか。	採択企業の個社支援に関する支出対象費目は次のとおりとします。 「（イ）一般業務費」の具体的費目についてはコンサルタント等契約の経理処理ガイドラインをご参照ください（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）。 ①企業活動支援（各制度の上限金額内） （ア）旅費（航空券、日当、宿泊） （イ）一般業務費（車両関連費、特殊傭人費等） （ウ）再委託費 （エ）機材送料（※ビジネス化実証事業のみ） （オ）本邦受入活動費（※ビジネス化実証事業のみ） ②企業活動支援（各制度の上限枠外） （オ）地域金融機関連携案件の場合の、地域金融機関職員の旅費 ③コンサルタント活動経費 JICAが契約するコンサルタントが利用する車両、現地傭人、通信費等の個社支援に必要な経費については原則として①の企業活動支援から支出するが、（カ）受注者の旅費（航空券、日当、宿泊）、（キ）経費管理のための傭人費については別枠で計上することを認めます。
147	募集スケジュール	今回のビジネス化実証及び普及・実証・ビジネス化事業の応募の締め切りは、今までとは変わって、2022年6月末日ではなく9月下旬になったということですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）及び普及・実証・ビジネス化事業の応募締切は10月末日を予定しております。詳細は5月12日概要説明会資料をご参照ください。
148	提案企業との契約	従来の制度で契約まで期間を要することの要因として、積算根拠の詳細説明が求められること、事業対象国公的機関との協議議事録の取り交わしが必要なこと等がありましたが、今回の制度改編によってこれらは改善されますか。	今回の制度改編により採択企業との契約締結を迅速化し、早期に支援開始することを企図しています。 JICAと企業との間の契約については対象経費の直接の授受を伴うものではなく、契約段階での積算根拠は不要となりますので、採択通知後1か月程度での契約締結が可能と想定しています。調査経費については1社あたりの支援上限額をコンサルタント契約に含めたうえで、使途が確定されるタイミングで打合簿にて見積・積算根拠を確認することとなります。 調査計画や予算計画の詳細化は、調査初期等の実施過程において企業、JICAが契約するコンサルタント、JICAの協議を経て行います。また、この段階でJICAのコンサルタント等契約の制度に沿った見積書等所定の文書の取り付けを行って頂きます。 従来の制度では、普及・実証・ビジネス化事業で調達された機材の譲与がある場合、又は、本支援事業にかかる便宜供与や責任分担を求める場合や本支援事業を相手国と共同事業と位置付けるために事業概要等にかかる合意が必要となる場合において、事業対象国公的機関をカウンターパートとして、JICAとの契約締結前に事業対象国公的機関との協議議事録を必要としていました。 新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）においては、機材製造・購入費等の支援は含まない関係上、協議議事録の取り交わしは不要となり、カウンターパートの設定は必須ではありません。上記以外の理由で、必要となる場合は協議議事録を取り交わしいただくことは可能ですが、カウンターパートは公的機関に限定されないほか、必ずしも採択企業とJICAとの契約締結前に取り交わしを終えることを求めるものではありません。（但し、協議議事録の取り交わしに時間を要したために計画していた実証活動が実施できていない場合でも、定められた調査期間を過ぎると支援を終了しますのでご注意ください。調査上必要な協議議事録は、採択企業の責任において調査期間を踏まえて計画的に取り交わしを実施してください。）
149	提案企業への精算	経費・負担経費は企業に支払われるのでしょうか。現地パートナーや現地手配先に支払われるのでしょうか。	調査における一連の活動にかかる費用は原則JICAと契約するコンサルタントが直接現地パートナーや現地手配先等に支出します。但し、機材の輸送等、企業による発注・支払いが必要あるいは合理的と認められるものについては、企業に立替払いいただき、証憑をもってコンサルタントが企業に支払うこともあります。
150	提案企業への精算	新制度における精算手続きの流れを教えてください。	新制度においては、原則コンサルタントが個社支援部分を含む経費を支出します。当該支出の精算は、コンサルタントが、コンサルタント等契約にかかるJICAの経理処理ガイドラインに沿って行います。詳しくはJICAホームページの下記サイトを参照ください。 ＜コンサルタント等契約の経理処理ガイドライン＞ https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html